

問 1

C F P[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、C F P[®]認定者のあるべき姿を規範的に示した、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「C F P[®]認定者の倫理原則」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

【第2原則】誠実性

誠実性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり(ア)であることが必要である。C F P[®]認定者は、顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の基となるのは、人間としての誠実さである。誠実性という表現に関する法律上の見解の相違は許されるが、原則の軽視及び虚偽は許されない。C F P[®]認定者は、誠実であるために、倫理原則の文面だけでなくその精神に従うことが求められる。

【第4原則】公平性

専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、(イ)を開示し、管理しなければならない。

公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な(イ)の開示が求められる。C F P[®]認定者は、適切な利害関係の下、自らの感情、偏見及び欲求を抑制することも必要である。公平性の原則を順守するために、C F P[®]認定者は、自らがそう扱われたいと思う方法で他人を扱わなければならない。

【第6原則】専門的力量

専門的力量に満ちたサービスを提供するために、必要な能力、スキル及び知識を維持しなければならない。

専門的力量を得るためには、顧客に専門的サービスを提供するために適切な水準の能力、スキル及び知識を習得し、それらを維持することが必要である。C F P[®]認定者は、自身の限界を認識し、どのような場合に他の専門家に相談することが適切であるか、どのような場合に他の専門家を紹介することが必要であるかを判断することも求められる。C F P[®]認定者は、専門的力量を得るために継続的に学習し、(ウ)に努めなければならない。

1. (ア) 公平無私 (イ) 業務経歴 (ウ) 専門知識の習得
2. (ア) 公平無私 (イ) 利益相反 (ウ) 実務能力の向上
3. (ア) 厳正中立 (イ) 業務経歴 (ウ) 実務能力の向上
4. (ア) 厳正中立 (イ) 利益相反 (ウ) 専門知識の習得

(問題2)

(設問B) 関連業法の順守に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 日本証券業協会の外務員資格試験に合格したF Pが外務員として業務を行う場合は、日本証券業協会へ外務員登録申請を行い登録を受ける必要がある。
- (イ) 弁護士ではないF P (成年者)は、遺言者や公証人との利害関係がなければ、当該遺言者の公正証書遺言の作成に当たり証人となることができる。
- (ウ) 特定社会保険労務士ではないF Pは、労働トラブルのADR (裁判外紛争解決手続)における顧客の手続きの代理を行うことができる。

- 1. (ア) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
- 2. (イ) は適切であるが、(ア) および (ウ) は不適切。
- 3. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
- 4. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているものとする。

1. 年金生活者支援給付金は、日本国内に住所を有しない人には支給されない。
2. 老齢基礎年金を繰り上げて受給している人が老齢年金生活者支援給付金を請求できるのは、65歳に達した日以降である。
3. 老齢年金生活者支援給付金は、所得税の計算上、非課税である。
4. 障害年金生活者支援給付金および遺族年金生活者支援給付金は、本人およびその人と同一世帯の全員が市町村民税非課税であることが支給要件である。

(問題4)

(設問B) 障害者の雇用の促進等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 常時雇用する労働者が10人以上の事業主は、障害者を1人以上雇用する義務がある。
2. 法定雇用率の算定の対象となる障害者に、精神障害者は含まれない。
3. パートタイマーは、週の所定労働時間や雇用期間にかかわらず、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数に含まれない。
4. 常時雇用する労働者が100人を超える事業主が法定雇用率を満たしていない場合は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、障害者雇用納付金が徴収される。

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

馬場 洋一さん（本人・会社員）：現在410万円

馬場 美紀さん（妻・会社員）：現在380万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間360万円

○住宅関連費：持ち家（戸建て）

住宅ローン：金利年2.0%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

年間返済額180万円

債務者は洋一さんで70歳時に完済予定

固定資産税等：年間15万円

○教育費

長男：公立高校に在学中であり、大学は私立理系（四年制）への進学を予定している。

長女：公立中学校に在学中であり、高校は私立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

| | 中学校 | | 高校 | | 大学 | |
|-------|------|-------|------|------|------|-------|
| | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 | 私立文系 | 私立理系 |
| 年間教育費 | 40万円 | 110万円 | 40万円 | 90万円 | 85万円 | 120万円 |
| 入学一時金 | 10万円 | 40万円 | 15万円 | 35万円 | 30万円 | 30万円 |

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間25万円

買替え：2032年に350万円

車検：2024年、2026年、2028年、2030年、2035年、2037年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間30万円

○一時的支出

家族旅行：2028年、2035年にそれぞれ50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2023年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

| 経過年数 | | | 基準年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|----------|------|------|------------|------------|------|------------|------|------|------|
| 西暦(年) | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 家族・年齢 | 馬場 洋一 | 本人 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| | 美紀 | 妻 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | 浩太 | 長男 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | 由紀 | 長女 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| ライフイベント | | | | 長女 高校入学 | 長男 大学入学 | | 長女 大学入学 | 家族旅行 | 長男就職 | |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 410 | 414 | 418 | 422 | 427 | 431 | 435 | 440 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 380 | 384 | | | | | | |
| | 収入合計 | — | 790 | 798 | | | | | | |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 360 | 364 | 367 | 371 | 375 | | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 40 | 40 | | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 40 | 126 | | | | | | |
| | 保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | 25 | 40 | 26 | | | | | |
| | その他支出 | 1.0% | 30 | 30 | 31 | | | | | |
| | 一時的支出 | 1.0% | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 支出合計 | — | 726 | 831 | 900 | | | | | | |
| 年間収支 | — | 64 | ▲33 | ▲94 | | (ア) | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 800 | 775 | 689 | | | | 503 | 572 | |

| 経過年数 | | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|----------|------|------|------|------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 西暦(年) | | | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 |
| 家族・年齢 | 馬場 洋一 | 本人 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
| | 美紀 | 妻 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
| | 浩太 | 長男 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| | 由紀 | 長女 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| ライフイベント | | | | 長女就職 | 自動車 買替え | | | 家族旅行 | | |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 444 | 448 | 453 | 457 | 462 | 467 | 471 | 476 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | | 416 | 420 | 424 | 428 | 432 | 437 | 441 |
| | 収入合計 | — | | 864 | 873 | 881 | 890 | 899 | 908 | 917 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | | | | | 406 | 410 | 414 | 418 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | | | | | | 28 | 46 | 29 |
| | その他支出 | 1.0% | | | | | | 34 | 34 | 35 |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | 0 | 56 | 0 | 0 | 0 |
| 支出合計 | — | | | | 694 | 772 | 703 | 725 | 713 | |
| 年間収支 | — | | | | 187 | 118 | 196 | 183 | 204 | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 753 | (イ) | | 940 | 1,067 | 1,274 | 1,470 | 1,689 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題5)

(設問A) 馬場さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) ▲86 (イ) 557
2. (ア) ▲86 (イ) 584
3. (ア) ▲54 (イ) 557
4. (ア) ▲54 (イ) 584

(問題6)

(設問B) 馬場さん夫婦は、変動率がキャッシュフローに与える影響についてCFP[®]認定者に質問をした。CFP[®]認定者は家計の条件は変えず、変動率のみを1.0%から1.5%に変更したキャッシュフロー表を作成した。7年後(2030年)の預貯金等残高の差額(見直し後の預貯金等残高(ウ)から現状の預貯金等残高を差し引いた額)として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. 16万円
2. 52万円
3. 55万円
4. 71万円

＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

| 経過年数 | | | 基準年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|----------|------|------|------------|------------|------|------------|------|------|------|
| 西暦(年) | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| 家族・年齢 | 馬場 洋一 | 本人 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| | 美紀 | 妻 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | 浩太 | 長男 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | 由紀 | 長女 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| ライフイベント | | | | 長女 高校入学 | 長男 大学入学 | | 長女 大学入学 | 家族旅行 | 長男就職 | |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.5% | 410 | 416 | 422 | 429 | 435 | 442 | 448 | 455 |
| | 給与収入(妻) | 1.5% | 380 | 386 | 391 | 397 | 403 | 409 | 416 | 422 |
| | 収入合計 | — | 790 | 802 | 813 | 826 | 838 | 851 | 864 | 877 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.5% | 360 | 365 | 371 | 376 | 382 | | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| | 教育費(長男) | 1.5% | 40 | 41 | | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.5% | 40 | 127 | | | | | | |
| | 保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.5% | 25 | 41 | 26 | | | | | |
| | その他支出 | 1.5% | 30 | 30 | 31 | | | | | |
| | 一時的支出 | 1.5% | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 支出合計 | — | 726 | 835 | 907 | | | | | | |
| 年間収支 | — | 64 | ▲33 | ▲94 | | | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.5% | 800 | 779 | 697 | | | | 544 | (ウ) | |

| 経過年数 | | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|----------|------|------|------|------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 西暦(年) | | | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | 2037 | 2038 |
| 家族・年齢 | 馬場 洋一 | 本人 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
| | 美紀 | 妻 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
| | 浩太 | 長男 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| | 由紀 | 長女 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| ライフイベント | | | | 長女就職 | 自動車 買替え | | | 家族旅行 | | |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.5% | 462 | 469 | 476 | 483 | 490 | 498 | 505 | 513 |
| | 給与収入(妻) | 1.5% | 428 | 434 | 441 | 448 | 454 | 461 | 468 | 475 |
| | 収入合計 | — | 890 | 903 | 917 | 931 | 944 | 959 | 973 | 988 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.5% | 406 | 412 | 418 | 424 | 430 | 437 | 443 | 450 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 |
| | 教育費(長男) | 1.5% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育費(長女) | 1.5% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.5% | | | | | | 30 | 49 | 31 |
| | その他支出 | 1.5% | | | | | | 36 | 37 | 38 |
| | 一時的支出 | 1.5% | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 0 | 0 | 0 |
| 支出合計 | — | | | | 719 | 805 | 734 | 760 | 750 | |
| 年間収支 | — | | | | 212 | 139 | 225 | 213 | 238 | |
| 預貯金等残高 | 1.5% | | | | 1,075 | 1,230 | 1,473 | 1,708 | 1,972 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問C) 生駒さんは2028年3月末に定年退職を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2033年3月末にリタイアする予定である。生駒さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2024年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2033年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を、複利運用しながら取り崩して生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2024年4月1日から2028年3月末までの4年間、毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げる

<条件>

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金500万円(2024年3月末時点)を、2024年4月1日から2033年3月末までの9年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2028年3月末に受け取る退職一時金1,800万円(手取り額)を、2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2024年4月1日から2028年3月末までの4年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、毎年3月末に50万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用する。

[リタイア後]

- ・ 2033年4月1日から2043年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用しながら、毎年3月末に120万円ずつ取り崩す。
- ・ 2043年4月1日から2063年3月末までの20年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に90万円ずつ取り崩す。
- ・ 2033年4月1日からの5年間、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用し、2038年3月末にリフォーム資金として600万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 1.041 | 1.061 | 1.082 |
| 5年 | 1.051 | 1.077 | 1.104 |
| 9年 | 1.094 | 1.143 | 1.195 |
| 10年 | 1.105 | 1.161 | 1.219 |
| 20年 | 1.220 | 1.347 | 1.486 |

[現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.961 | 0.942 | 0.924 |
| 5年 | 0.951 | 0.928 | 0.906 |
| 9年 | 0.914 | 0.875 | 0.837 |
| 10年 | 0.905 | 0.862 | 0.820 |
| 20年 | 0.820 | 0.742 | 0.673 |

[年金終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 4年 | 4.060 | 4.091 | 4.122 |
| 5年 | 5.101 | 5.152 | 5.204 |
| 9年 | 9.369 | 9.559 | 9.755 |
| 10年 | 10.462 | 10.703 | 10.950 |
| 20年 | 22.019 | 23.124 | 24.297 |

[年金現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 4年 | 3.902 | 3.854 | 3.808 |
| 5年 | 4.853 | 4.783 | 4.713 |
| 9年 | 8.566 | 8.361 | 8.162 |
| 10年 | 9.471 | 9.222 | 8.983 |
| 20年 | 18.046 | 17.169 | 16.351 |

[資本回収係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.256 | 0.259 | 0.263 |
| 5年 | 0.206 | 0.209 | 0.212 |
| 9年 | 0.117 | 0.120 | 0.123 |
| 10年 | 0.106 | 0.108 | 0.111 |
| 20年 | 0.055 | 0.058 | 0.061 |

[減債基金係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.246 | 0.244 | 0.243 |
| 5年 | 0.196 | 0.194 | 0.192 |
| 9年 | 0.107 | 0.105 | 0.103 |
| 10年 | 0.096 | 0.093 | 0.091 |
| 20年 | 0.045 | 0.043 | 0.041 |

1. 59万円
2. 62万円
3. 66万円
4. 71万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題8)

(設問A) 柴田さんは、以下の<住宅ローン>について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから10年経過した時点(返済回数120回終了後)で、残存期間に適用される金利が年3.00%となった場合、毎月の返済額が当初の10年間と変わらないようにするために必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済の手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、繰上げ返済額は万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

借入金利：年1.50% (当初10年間固定)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

返済期間：35年 (返済回数420回)

借入額：2,500万円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 10年 | 1.16054 | 1.34392 |
| 25年 | 1.45095 | 2.09378 |
| 35年 | 1.68388 | 2.81386 |

[現価係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 10年 | 0.86167 | 0.74409 |
| 25年 | 0.68921 | 0.47761 |
| 35年 | 0.59387 | 0.35538 |

[年金終価係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|-----------|-----------|
| 10年 | 128.43264 | 137.56656 |
| 25年 | 260.75624 | 337.51112 |
| 35年 | 447.10508 | 525.54496 |

[年金現価係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|-----------|-----------|
| 10年 | 110.66616 | 102.36240 |
| 25年 | 248.63532 | 208.95780 |
| 35年 | 324.90708 | 257.84664 |

[資本回収係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 10年 | 0.00904 | 0.00977 |
| 25年 | 0.00402 | 0.00479 |
| 35年 | 0.00308 | 0.00388 |

[減債基金係数 (1ヵ月用)]

| 期間 | 1.50% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 10年 | 0.00779 | 0.00727 |
| 25年 | 0.00277 | 0.00229 |
| 35年 | 0.00183 | 0.00138 |

1. 182万円
2. 306万円
3. 592万円
4. 757万円

(問題9)

(設問B) 住宅ローンの「フラット35」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 夫と妻が共有名義で一戸の住宅を購入する場合、夫と妻はそれぞれの名義で借入れして返済することができる。
2. 申込者と申込者の子が親子リレー返済をする場合、申込者の子を借入れ当初から連帯債務者としなければならない。
3. 新築する住宅の一部を申込者の個人事業の事務所として使用する場合、事務所部分に係る建設費については、借入れの対象とならない。
4. 土地を購入した後に住宅を新築する場合、住宅の建設費に対する借入れよりも前に土地の購入費に対する借入れを行うことはできない。

(問題10)

(設問C) 下表の4人のうち、2023年分の所得税について住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができる人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

| | |
|-----|--|
| Aさん | 2022年8月5日に住宅ローンを借り入れて住宅を購入したが、子どもの学校の都合で、2023年3月25日から居住を開始した。 |
| Bさん | 2023年2月22日に住宅ローンを借り入れて店舗付き住宅を建設し、同年4月27日に居住を開始した。家屋の床面積は住宅部分が55m ² 、店舗部分が60m ² である。 |
| Cさん | 2023年10月10日に住宅ローンを借り入れて登記簿上の建築日付が1985年の中古住宅を購入し、同年11月8日に居住を開始した。なお、耐震基準適合証明書は取得していない。 |
| Dさん | 2018年に住宅を建設し、2020年分までは住宅ローン控除の適用を受けていたが、勤務先からの転勤命令により、2021年4月から家族とともに転居し、その家屋を居住の用に供しなくなった。2023年4月からは転居先から戻り、再び家族とともにその家屋を居住の用に供している。なお、その家屋は2022年12月まで賃貸していた。 |

1. AさんとBさん
2. CさんとDさん
3. AさんとBさんとCさん
4. BさんとCさんとDさん

(問題 1 1)

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付 (国の教育ローン) に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 学生・生徒の叔母は、申込人になることはできない。
2. 融資対象となる学校は、中学校卒業以上の人を対象とする修業年限が1年以上の教育施設に限られる。
3. 扶養する子どもの人数が3人以上で、給与所得以外に所得がなく世帯の年収が500万円以内の人には、借入金利の優遇措置のほか、教育資金融資保証基金の保証を受ける場合の保証料を通常の2分の1とする優遇措置が設けられている。
4. 貸出金利は、変動金利または固定金利のいずれかを選択することができる。

(問題 1 2)

(設問E) 大場さんは、2023年5月に海外旅行代金20万円、同年7月にギターの購入代金10万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。大場さんの返済に係る下表の空欄 (ア) にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利12%

毎月返済額：3万円 (元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

| 返済年月 | 返済額 | | | 月末残高 |
|---------|--------|----|----|---------|
| | | 利息 | 元金 | |
| 2023年5月 | — | — | — | 200,000 |
| 6月 | 30,000 | | | |
| 7月 | 30,000 | | | |
| 8月 | 30,000 | | | (ア) |

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 215,157
2. 215,248
3. 216,157
4. 217,000

(問題 13)

(設問F) 国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 紛争解決委員会が扱う重要消費者紛争とは、特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起することができるもの、および国民生活センターが指定するものである。
2. 紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断に不服がある場合でも、原則として不服申立てを行うことはできない。
3. 紛争解決委員会は、和解または仲裁判断で定められた義務について権利者の申出があり、相当と認めるときは、その義務を履行するよう、義務者に勧告することができる。
4. 紛争解決委員会への仲裁の申請は、当事者の一方のみで行うことはできない。

問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題14)

(設問A) 労働基準法に基づく割増賃金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率は原則として50%以上であるが、一定の中小企業の割増賃金率は25%以上である。
2. 深夜(22時～5時)の時間帯に月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合の割増賃金率は、70%以上である。
3. 月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間を含める。
4. 月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合、労使協定を締結することで、引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休暇(代替休暇)を付与することができる。

(問題 15)

(設問B) 荒木さん(34歳)は、2023年6月末日に12年間継続勤務していたZA株式会社を自己都合により退職し、7月に求職の申込みを行った。以下の<資料>に基づいて計算した荒木さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、荒木さんはこれまで基本手当を受けたことはない。また、賃金日額および基本手当の日額に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

<資料>

[荒木さんの2022年12月から2023年6月までの給与等の状況] (単位:円)

| 月別実出勤日数 | 基本給 | 皆勤手当 | 時間外手当 | 通勤手当 |
|----------|-----------|--------|---------|--------|
| 12月分 20日 | 260,000 | 10,000 | 33,000 | 10,000 |
| 1月分 19日 | 260,000 | 10,000 | 30,000 | 10,000 |
| 2月分 19日 | 260,000 | 10,000 | 27,000 | 10,000 |
| 3月分 22日 | 260,000 | 10,000 | 33,000 | 10,000 |
| 4月分 5日 | 65,000 | — | — | — |
| 5月分 20日 | 260,000 | 10,000 | 27,000 | 10,000 |
| 6月分 22日 | 260,000 | 10,000 | 30,000 | 10,000 |
| 合計 127日 | 1,625,000 | 60,000 | 180,000 | 60,000 |

※荒木さんは4月に持病の手術を理由として入院し、3週間欠勤している。欠勤開始時点で年次有給休暇の残日数はなく、4月分の給与は基本給のみを日割り計算したものに基づく。

※その他の支給額:賞与(12月10日) 300,000円

退職金(6月末日) 2,500,000円

※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。

※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が30歳以上45歳未満)]

| 賃金日額(W) | 基本手当の日額 |
|--------------------|--|
| 2,657円以上 5,030円未満 | 0.8W |
| 5,030円以上 12,380円以下 | $0.8W - 0.3 \{(W - 5,030) / 7,350\} W$ |
| 12,380円超 15,190円以下 | 0.5W |
| 15,190円(上限額)超 | 7,595円(上限額) |

1. 5,646円
2. 6,029円
3. 6,393円
4. 7,595円

(問題 16)

(設問C) Q A株式会社に勤務する池谷さんは、2023年6月末日に60歳の定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して働いている。以下の<資料>に基づいて計算した池谷さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てるものとする。

<資料>

[池谷さんのデータ]

60歳到達時の賃金月額：590,000円

支給対象月に支払われた賃金額：356,000円

[高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

- ・ 賃金低下率(※)が61%未満の場合
支給額=支給対象月に支払われた賃金額×15%
- ・ 賃金低下率(※)が61%以上75%未満の場合

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times 60\text{歳到達時の賃金月額}$$

$$(\text{※}) \text{ 賃金低下率} (\%) = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60\text{歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

[高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

| | |
|-----------|----------|
| 賃金月額の上限度額 | 478,500円 |
| 支給限度額 | 364,595円 |
| 最低限度額 | 2,125円 |

1. 0円
2. 1,879円
3. 2,125円
4. 44,805円

(問題 17)

(設問D) KA株式会社に勤務する住吉さんは、2023年9月1日の就業中に業務上の災害により負傷し、同日より療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、住吉さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付および休業特別支給金の合計額として、正しいものはどれか。なお、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額および休業特別支給金日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[住吉さんの2023年6月から8月までの給与等の状況]

| 支払月 | 総日数 | 実出勤日数 | 基本給 | 時間外手当 | 通勤手当 |
|-----|-----|-------|----------|---------|---------|
| 6月 | 30日 | 22日 | 280,000円 | 10,000円 | 20,000円 |
| 7月 | 31日 | 20日 | 280,000円 | 10,000円 | 20,000円 |
| 8月 | 31日 | 22日 | 280,000円 | 0円 | 20,000円 |
| 合計 | | | 840,000円 | 20,000円 | 60,000円 |

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※KA社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

※休業特別支給金は、給付基礎日額の20%相当額が支給されるものとする。

[住吉さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2023年9月1日（金）から10月1日（日）までの31日間。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日(賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日)以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 204,512円
2. 224,000円
3. 241,500円
4. 248,000円

(問題 18)

(設問E) 労働者災害補償保険の複数事業労働者への給付に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 1つの就業が労働契約関係にあって、もう1つの就業が特別加入者である場合は、複数事業労働者として給付の対象とはならない。
- (イ) 複数事業労働者の労災認定は、1つの事業場のみで業務災害と判断できる場合でも、複数業務要因災害となる。
- (ウ) 複数事業労働者の給付基礎日額は、1つの事業場のみで労災認定された場合でも、すべての事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として決定される。

1. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
2. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。
3. (ア) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
4. (ウ) は適切であるが、(ア) および (イ) は不適切。

(問題 19)

(設問F) 育児・介護休業法に基づく出生時育児休業（以下「産後パパ育休」という）および雇用保険法に基づく出生時育児休業給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 産後パパ育休は、原則として子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間を限度として、分割して2回まで取得することができる。
2. 出生時育児休業給付金は、原則として産後パパ育休の開始日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12ヵ月以上ある場合に支給される。
3. 所定の項目について労使協定を締結すれば、産後パパ育休を取得している期間中に労使が合意した範囲で就業することができる。
4. 産後パパ育休を取得した場合は、その休業終了後において、原則として子が1歳に達する日まで取得可能である育児休業を、取得することができない。

(問題20)

(設問G) 育児・介護休業法に基づく介護休業および雇用保険法に基づく介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護休業を取得することができる対象家族には、同居をしていない兄弟姉妹は含まれない。
2. 期間を定めて雇用される労働者は、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヵ月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない人に限り、介護休業の申出をすることができる。
3. 介護休業給付金の支給単位期間に賃金が支払われた場合、賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の80に相当する額以上であるときは、その賃金が支払われた支給単位期間について介護休業給付金は支給されない。
4. 介護休業期間中に賃金が支払われなかった場合の介護休業給付金の支給額は、支給単位期間ごとに、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の67に相当する額である。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題21)

(設問A) 個人事業主の青山京太さんは、妻と子の4人でHO市に居住している。以下の<資料>に基づく京太さんが支払う2023年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満を切り捨てること。

<資料>

[青山さん家族のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 年齢 | 備考 |
|-------|---------|-----|----------------------|
| 青山 京太 | 本人(世帯主) | 45歳 | 前年の総所得金額(事業所得) 510万円 |
| 青山 麻衣 | 妻 | 41歳 | 前年の総所得金額(給与所得) 68万円 |
| 青山 佑子 | 長女 | 13歳 | 中学生 |
| 青山 吾郎 | 長男 | 5歳 | 未就学児 |

※家族4人は同一世帯であり、4人はそれぞれHO市の国民健康保険の被保険者である。

※上記以外の収入はない。

[HO市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額＝前年の総所得金額等－基礎控除額43万円

| 項目 | 所得割の率 | 均等割(1人当たり) |
|------------|-------|------------|
| 医療分 | 8.50% | 31,854円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 3.04% | 10,528円 |
| 介護分 | 2.60% | 18,306円 |

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減する。

※限度額については、考慮しないものとする。

1. 880,500円
2. 901,700円
3. 907,900円
4. 938,300円

(問題 2 2)

(設問B) 以下の<資料>に基づき、唐沢さん(41歳)の2023年4月の賃金額等に基づいて計算される健康保険料、厚生年金保険料および雇用保険料の被保険者負担分の合計額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[唐沢さんおよびL A株式会社のデータ]

- ・ 唐沢さんはL A社(一般の事業)の正社員で、協会けんぽの被保険者である。
- ・ 唐沢さんの2023年4月の標準報酬月額が320,000円である。
- ・ 唐沢さんの2023年4月の賃金総支給額は310,000円である。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額と保険料の表(被保険者負担分)]

(単位:円)

| 標準報酬月額 | 報酬月額 | 健康保険料 | | 厚生年金保険料 |
|---------|------------------------|---------------------|--------------------|---------|
| | | 介護保険第2号被保険者に該当しない場合 | 介護保険第2号被保険者に該当する場合 | |
| 320,000 | 310,000以上 330,000未満 | 16,000 | 18,912 | 29,280 |

[雇用保険料率]

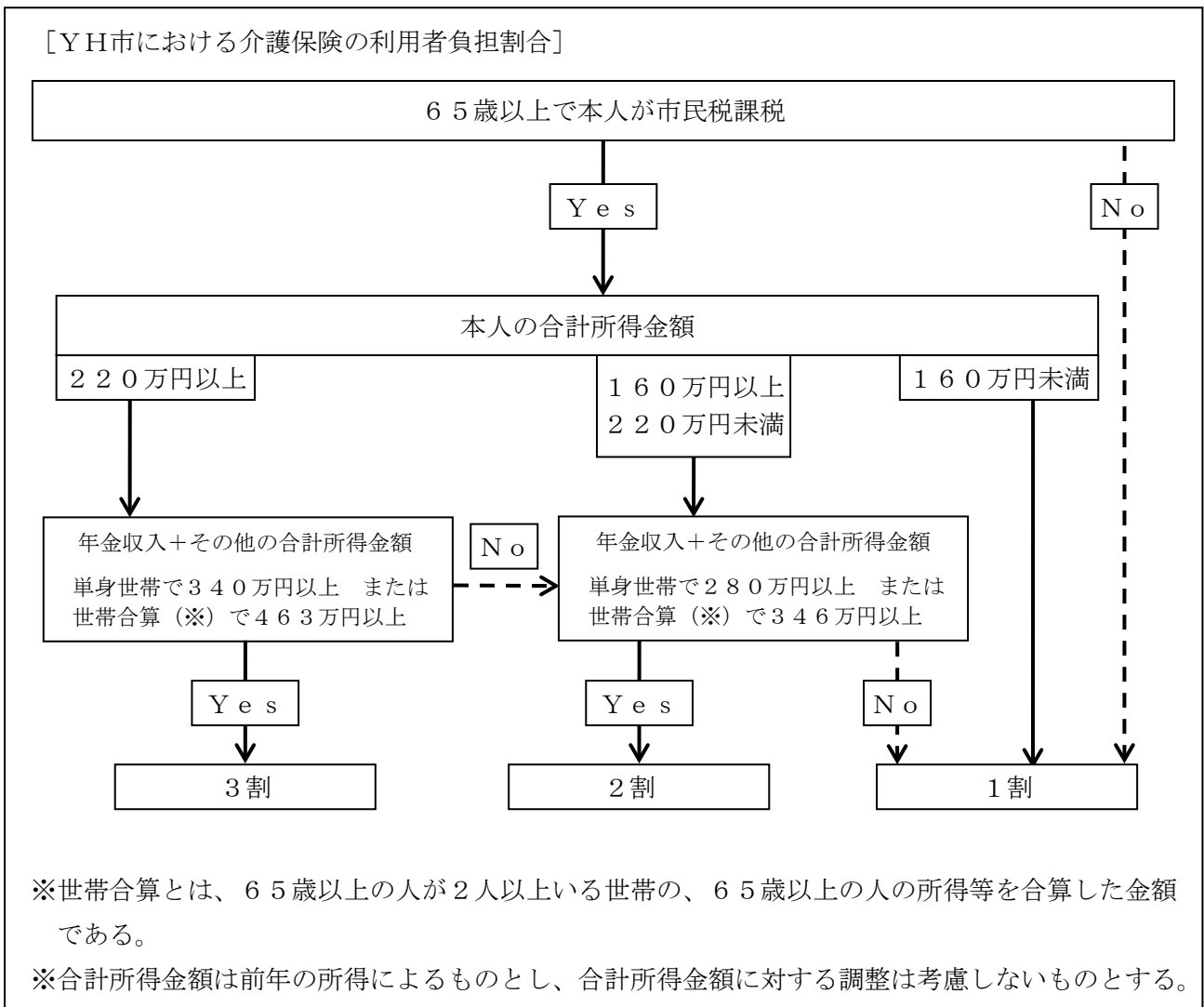
| 事業の種類 | 被保険者負担率(①) | 事業主負担率(②) | 雇用保険料率(①+②) |
|-------|------------|-----------|-------------|
| 一般の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 15.5/1,000 |

1. 47,140円
2. 47,200円
3. 50,052円
4. 50,112円

(問題 23)

(設問C) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2023年10月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

| 公的年金等の収入金額（A） | 公的年金等控除額 | |
|------------------|--|--|
| | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下 | |
| 330万円以下 | 110万円 | |
| 330万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 | |
| 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 | |
| 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 | |
| 1,000万円超 | 195.5万円 | |

| | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 前年の公的年金 (老齢年金)収入 | 市民税 |
|--------|-------|----|-----|---------------------|-----|
| ＜ケース1＞ | 大津 善助 | 夫 | 81歳 | 285万円 | 課税 |
| | 大津 シヅ | 妻 | 78歳 | 68万円 | 非課税 |
| ＜ケース2＞ | 香川 和彦 | 夫 | 82歳 | 353万円 | 課税 |
| | 香川 正子 | 妻 | 77歳 | 102万円 | 非課税 |
| ＜ケース3＞ | 平尾 浩三 | 夫 | 76歳 | 258万円 | 課税 |
| | 平尾 清江 | 妻 | 74歳 | 224万円 | 課税 |

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）のほかに収入はない。

※上記の人はすべてYH市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の大津善助さんの利用者負担割合は、2割である。
2. ＜ケース2＞の香川和彦さんの利用者負担割合は、3割である。
3. ＜ケース3＞の平尾浩三さんの利用者負担割合は、2割である。
4. ＜ケース3＞の平尾清江さんの利用者負担割合は、2割である。

（問題24）

（設問D）介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 市町村の区域内に住所を有する者が65歳に達したときは、市町村に届け出ることにより、第1号被保険者の資格を取得する。
2. 要介護認定の更新の申請は、原則として、要介護認定の有効期間満了日の60日前から有効期間満了日までの間に行わなければならない。
3. 居宅介護サービス計画を介護支援専門員が作成する場合にかかる費用については、利用者の自己負担はない。
4. 第1号被保険者は、老齢基礎年金を年額18万円以上受給している場合、年金から天引きする形で保険料が徴収される。

(問題 25)

(設問 E) 健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人の事業所で常時使用する従業員が 5 人の弁護士事務所は、強制適用事業所とされない。
2. 法人の事業所で常時使用する従業員が 1 人の飲食店は、強制適用事業所とされる。
3. 一定の短時間労働者を被保険者とする特定適用事業所は、特定労働者の総数が 500 人を超える事業所である。
4. 一定の短時間労働者を被保険者とする特定適用事業所の規模要件を判断する場合は、短時間労働者を含めた従業員数で判断する。

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題26）

（設問A）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるための申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内に行わなければならない。
2. 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合、その申出が受理された日の属する月の末日の翌日に、任意継続被保険者の資格を喪失する。
3. 任意継続被保険者は、初めて納付すべき保険料を除き、正当な理由がなく納付期日までに保険料を納付しなかったときは、その翌日に任意継続被保険者の資格を喪失する。
4. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、被保険者の資格を喪失する前1年間の標準報酬月額を平均した額である。

（問題27）

（設問B）協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者になる要件を満たしているものとする。

1. 被保険者と同一の世帯に属している配偶者（36歳、障害者ではない）は、年間収入が120万円で、かつ、被保険者の年間収入が300万円である場合、被扶養者となることができる。
2. 被保険者と同一の世帯に属していない弟の配偶者（21歳、障害者ではない）は、年間収入が80万円で、かつ、被保険者からの援助の年額が100万円である場合、被扶養者となることができる。
3. 被保険者と同一の世帯に属している父の再婚相手（63歳、被保険者と養子縁組をしていない）は、年間収入が150万円で、かつ、被保険者の年間収入が350万円である場合、被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一の世帯に属していない父（59歳、障害者である）は、年間収入が150万円で、かつ、被保険者からの援助の年額が100万円である場合、被扶養者となることできない。

(問題 28)

(設問C) 協会けんぽの被保険者である福岡さんは、私傷病により労務不能となって、2023年10月に15日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、福岡さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、福岡さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について報酬は支払われないものとする。

<資料>

[福岡さんの2023年10月の勤務状況]

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 公休日 | 2 ○出勤 | 3 ×欠勤 | 4 ×欠勤 | 5 ○出勤 | 6 ×欠勤 | 7 公休日 |
| 8 公休日 | 9 公休日 | 10 ×欠勤 | 11 ×欠勤 | 12 ×欠勤 | 13 ×欠勤 | 14 公休日 |
| 15 公休日 | 16 ×欠勤 | 17 ×欠勤 | 18 ×欠勤 | 19 ×欠勤 | 20 ×欠勤 | 21 公休日 |
| 22 公休日 | 23 ×欠勤 | 24 ×欠勤 | 25 ×欠勤 | 26 ○出勤 | 27 ○出勤 | 28 公休日 |
| 29 公休日 | 30 ○出勤 | 31 ○出勤 | | | | |

[標準報酬月額の場合]

2022年9月～2023年8月の標準報酬月額：300,000円

2023年9月～2023年10月の標準報酬月額：320,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 80,880円
2. 101,100円
3. 114,580円
4. 128,060円

(問題 29)

(設問D) 協会けんぽの被保険者である川久保さん(59歳)は、2023年9月から傷病手当金を受給しており、2023年11月30日に勤務先を退職する予定である。傷病手当金の資格喪失後の継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

1. 川久保さんが11月25日から11月30日まで年次有給休暇を取得し、30日に退職する場合、資格喪失後の継続給付による傷病手当金を受けないことができる。
2. 川久保さんが退職後すぐに国民健康保険の被保険者になった場合でも、資格喪失後の継続給付による傷病手当金を受けないことができる。
3. 川久保さんに資格喪失後の継続給付による傷病手当金が支給される場合、同一の傷病による労務不能状態が継続していれば、その傷病手当金は支給開始日から通算して1年6ヵ月を上限に支給される。
4. 川久保さんが傷病手当金と同一の疾病により障害厚生年金の支給を受けることができる場合において、その障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金を受けないときは、その合算額)の360分の1の額が傷病手当金の日額より少ない場合、その差額が資格喪失後の継続給付による傷病手当金として支給される。

(問題 30)

(設問E) 協会けんぽの被保険者資格喪失後の出産・死亡に係る給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については支給要件を満たしているものとし、被保険者であった期間については任意継続被保険者であった期間はないものとする。

1. 被保険者資格喪失日の前日まで継続して1年以上被保険者であった人が、被保険者の資格を喪失した日後6ヵ月以内に出産した場合、出産育児一時金を受けないことができる。
2. 被保険者の資格喪失後にその被扶養者であった人が出産をしても、家族出産育児一時金は支給されない。
3. 被保険者資格喪失日の前日まで被保険者であった期間が継続して1年以上ない人の場合は、資格喪失後の死亡に関する埋葬料または埋葬費は支給されない。
4. 被保険者の資格喪失後にその被扶養者であった人が死亡しても、家族埋葬料は支給されない。

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

| 生年月日 | 男子 | | 女子 | |
|-----------------|------|--------|------|--------|
| | 定額部分 | 報酬比例部分 | 定額部分 | 報酬比例部分 |
| 昭31.4.2～昭32.4.1 | — | 62歳 | — | 60歳 |
| 昭32.4.2～昭33.4.1 | — | 63歳 | — | 〃 |
| 昭33.4.2～昭34.4.1 | — | 〃 | — | 61歳 |
| 昭34.4.2～昭35.4.1 | — | 64歳 | — | 〃 |
| 昭35.4.2～昭36.4.1 | — | 〃 | — | 62歳 |
| 昭36.4.2～昭37.4.1 | — | (65歳) | — | 〃 |
| 昭37.4.2～昭38.4.1 | — | 〃 | — | 63歳 |
| 昭38.4.2～昭39.4.1 | — | 〃 | — | 〃 |
| 昭39.4.2～昭40.4.1 | — | 〃 | — | 64歳 |
| 昭40.4.2～昭41.4.1 | — | 〃 | — | 〃 |
| 昭41.4.2以降 | — | 〃 | — | (65歳) |

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,657円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times 2003 \text{（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times 2003 \text{（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 795,000 \text{円} \times \frac{20 \text{歳以上} 60 \text{歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480 \text{月}}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 397,500円

[老齢基礎年金の満額] 795,000円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

| 受給権者の生年月日 | 振替加算額 |
|---------------------------------|---------|
| 1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日 | 21,269円 |
| 1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日 | 15,323円 |

(問題 3 1)

(設問A) 会社員の村瀬寿和さんが64歳に達する日に会社を退職する場合、退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金は、長期加入者特例に該当する。以下の<資料>に基づき寿和さんが受け取ることができる長期加入者特例による特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、長期加入者特例とは、一定の要件を満たす場合に、報酬比例部分と定額部分が支給され、対象者がいれば加給年金額が加算されるものである。

<資料>

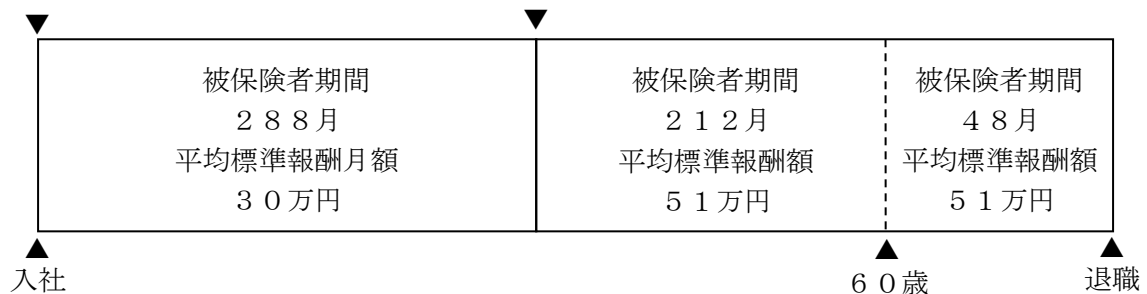
[村瀬さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 備考 |
|-------|----|--|
| 村瀬 寿和 | 本人 | <ul style="list-style-type: none"> 1960 (昭和35)年12月9日生まれ (62歳) 1979 (昭和54)年4月にZ X社に入社 (厚生年金加入) し、64歳に達する日まで継続して働く予定である。 |
| 村瀬 彩子 | 妻 | <ul style="list-style-type: none"> 1962 (昭和37)年4月25日生まれ (61歳) 1985 (昭和60)年4月にZ X社に入社 (厚生年金加入) し、1993 (平成5)年3月末日に退職した後は専業主婦である。寿和さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。 |

[寿和さんの厚生年金加入歴等]

1979年
(昭和54年)
4月

2003年
(平成15年)
4月



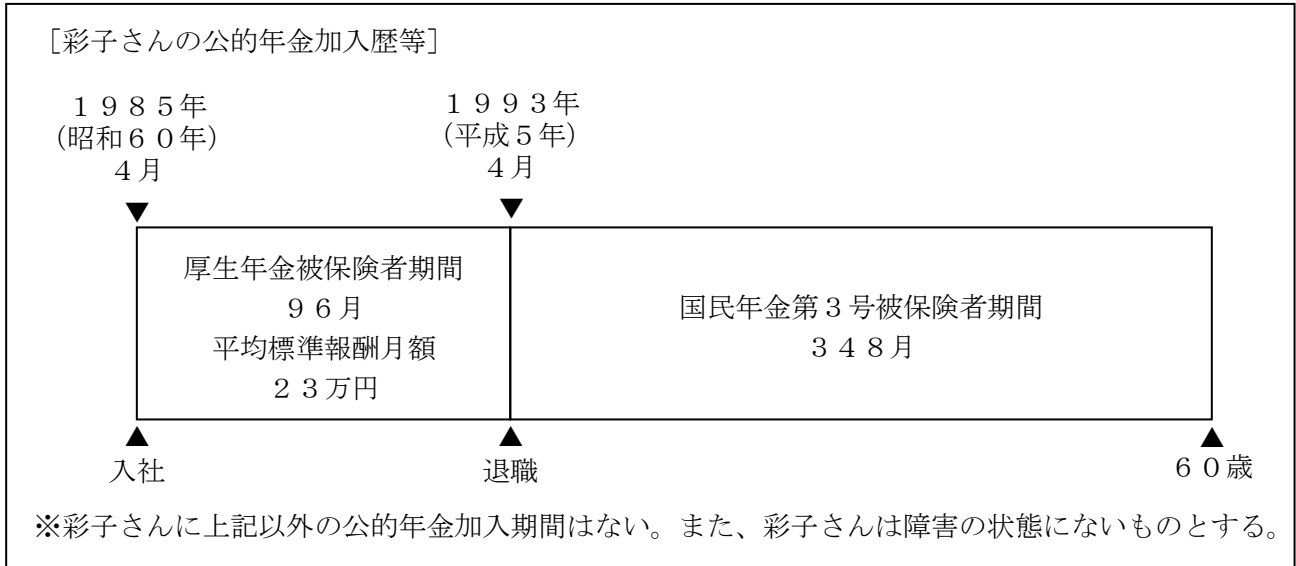
※寿和さんに上記以外の公的年金加入期間はない。また、寿和さんおよび彩子さんは障害の状態にないものとする。

1. 1,342,741円
2. 2,137,741円
3. 2,535,241円
4. 2,647,917円

(問題 3 2)

(設問 B) (問題 3 1) の彩子さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、彩子さんが 65 歳時に受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 735,375円
2. 892,695円
3. 908,090円
4. 909,770円

(問題 3 3)

(設問 C) 1959 (昭和34) 年5月生まれの人に65歳から支給される老齢基礎年金、付加年金および老齢厚生年金の繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、これら以外の年金の受給権はないものとする。

1. 老齢基礎年金を繰下げ受給する場合、付加年金額も増額される。
2. 老齢厚生年金を繰下げ受給する場合、加給年金額も増額される。
3. 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ受給の申出は、同時に行わなければならない。
4. 76歳に達した日に繰下げ受給の申出を行った場合、その申出のあった月の翌月分から繰下げ受給による老齢年金が支給される。

(問題34)

(設問D) ZO株式会社に勤務している若杉則夫さんは、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、則夫さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

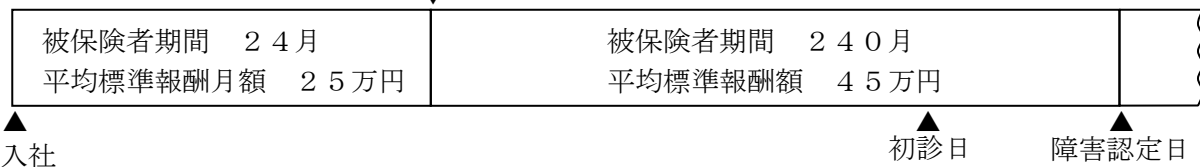
<資料>

[則夫さんのデータ]

- ・ 1978 (昭和53)年10月20日生まれ (45歳)
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻 (44歳)、長男 (19歳)、二男 (17歳) および長女 (9歳) と同居している。
- ・ 妻、長男、二男および長女はいずれも障害の状態になく、則夫さんに生計を維持されている。

[則夫さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 228,700円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 795,000円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 228,700円

第3子以降 1人当たり 76,200円

- | | | | |
|-----------|------------|--------|------------|
| 1. 障害基礎年金 | 1,451,150円 | 障害厚生年金 | 1,022,073円 |
| 2. 障害基礎年金 | 1,451,150円 | 障害厚生年金 | 1,130,260円 |
| 3. 障害基礎年金 | 1,527,350円 | 障害厚生年金 | 1,022,073円 |
| 4. 障害基礎年金 | 1,527,350円 | 障害厚生年金 | 1,130,260円 |

(問題35)

(設問E) 障害基礎年金および障害厚生年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、老齢年金は繰上げ請求していないものとする。

1. 初診日が20歳前にある傷病により、20歳に達した日（障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日）に障害等級1級または2級の状態にある場合は、保険料を納付したことがなくても障害基礎年金を受給することができる。
2. 国民年金の第1号被保険者期間のみを有する人であって保険料の未納がない人は、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満の間に初診日がある傷病により、障害認定日において障害等級1級または2級の状態にあるときは、障害基礎年金を受給することができる。
3. 障害認定日において障害等級に該当しなかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に障害の状態が重くなり障害等級に該当することとなった場合は、65歳に達する日の前日までの間に事後重症として障害年金の支給を請求することができる。
4. 先に発症した傷病によって障害状態にある人が、その後、初診日において厚生年金被保険者である新たな傷病により、65歳に達する日の前日までの間に両方の傷病を合わせて初めて障害等級1級、2級または3級に該当するときは、障害厚生年金を受給することができる。

(問題36)

(設問F) PQ株式会社に勤務していた西岡大和さんは、2023年8月15日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、大和さんが死亡した時点で、妻の礼子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[西岡さん家族のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 備考 |
|-------|--------|---|
| 西岡 大和 | 夫 | <ul style="list-style-type: none"> 1979 (昭和54)年4月20日生まれ (死亡当時44歳) 大学卒業後、22歳からPQ社に勤務 (厚生年金加入) していた。 |
| 西岡 礼子 | 本人 (妻) | <ul style="list-style-type: none"> 1979 (昭和54)年5月11日生まれ (44歳) 30歳の時に大和さんと結婚し、以後専業主婦として、大和さんに生計を維持されていた。 |
| 西岡 早希 | 長女 | <ul style="list-style-type: none"> 2012 (平成24)年6月14日生まれ (11歳・小学生) 大和さんに生計を維持されていた。 |

※西岡さん家族は、いずれも障害の状態がなく、同一世帯である。

[大和さんの厚生年金加入歴等]

2002年
(平成14年)
4月

2003年
(平成15年)
4月



被保険者期間 12月
平均標準報酬月額 20万円

被保険者期間 244月
平均標準報酬額 38万円

▲
入社▲
死亡

[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額] 596,300円

[遺族基礎年金の額] 795,000円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 228,700円

1. 1,417,674円
2. 1,485,388円
3. 1,548,998円
4. 1,639,284円

(問題37)

(設問G) 国民年金および厚生年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。
なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

1. 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった人が死亡したときは、保険料納付要件を問われることなく、その人の配偶者または子に遺族基礎年金が支給される。
2. 夫の死亡当時、夫と生計維持関係にあった子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は、受給権を取得した日から5年間に限り支給される。
3. 夫の死亡によって遺族基礎年金の受給権者となった妻が、死亡した夫の父母の養子となっても、遺族基礎年金の受給権は消滅しない。
4. 妻の死亡当時、55歳以上60歳未満であった子のある夫が遺族基礎年金の受給権者であるときは、60歳未満であっても、遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

(問題38)

(設問H) 遺族厚生年金とその他の公的年金との支給調整等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族厚生年金の受給権者が、同一の支給事由による労働者災害補償保険の遺族補償年金を受給できる場合、遺族補償年金は減額されずに支給され、遺族厚生年金は減額されて支給される。
2. 遺族厚生年金の受給権者が、雇用保険の基本手当を受給する場合、基本手当と遺族厚生年金を併せて受給することができる。
3. 厚生年金の被保険者でもある遺族厚生年金の受給権者に、新たに特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した場合、引き続き遺族厚生年金を選択して受給したときは、毎月の標準報酬月額に応じ、遺族厚生年金の一部または全部が支給停止される。
4. 遺族厚生年金の受給権者が65歳になり、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生した場合、老齢厚生年金と遺族厚生年金はどちらか一方を選択して受給することとなる。

(問題 39)

(設問 I) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には、合意分割と 3 号分割がある。年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割の請求は、離婚から 2 年を経過するまでの間に請求すべき按分割合に関する審判または調停の申立てをした場合は、本来の請求期限が経過した後であっても、請求すべき按分割合を定めた審判が確定した日または調停が成立した日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間に限り、することができる。
2. 合意分割の請求を行うに当たり、当事者またはその一方は実施機関に対して標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求できるが、婚姻期間中において、当事者の一方が情報提供を請求した場合は、他方には通知されない。
3. 2007 年 4 月 1 日前の婚姻期間は、合意分割の対象とならない。
4. 2008 年 4 月 1 日前の婚姻期間は、3 号分割の対象とならない。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題40)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺族給付金を受けることができる遺族とされる配偶者には、加入者の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった人は含まれない。
2. 加入者資格喪失後に、再び元の確定給付企業年金の加入者資格を取得した場合、規約で定めるところにより、前後の加入者期間を合算することができる。
3. 老齢給付金の支給要件を満たす人であって支給の請求をしていない人は、規約で定めるところにより、事業主等に老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。
4. 脱退一時金を受け取ることができる中途脱退者は、事業主等に脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換することを申し出ることができる。

(問題41)

(設問B) 確定拠出年金法の中小事業主掛金納付制度 (i D e C o +) に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 中小事業主掛金納付制度を実施できるのは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金および厚生年金基金を実施していない事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者である従業員が500人以下の事業主である。
2. 従業員が個人型確定拠出年金 (i D e C o) に加入していなくても、事業主が運営管理機関と個別に契約を結び、事業主掛金を拠出することができる。
3. 事業主掛金は、労働組合または労働者の過半数を代表する者の同意を得ていなくても拠出することができる。
4. 加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下でなければならない。

(問題42)

(設問C) 自営業者の橋口さん(33歳9ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。橋口さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]

| 給付の型 | | 加入口数 | 受給年金額(1口当たり) | | 給付の内容 |
|-------|----|------|--------------|---------|----------|
| 1口目 | A型 | 1口 | 20,000円 | 65歳~終身 | 15年保証期間付 |
| 2口目以降 | A型 | 1口 | 10,000円 | 65歳~終身 | 15年保証期間付 |
| | I型 | 1口 | 10,000円 | 65歳~80歳 | 15年確定年金 |

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

| 加入時年齢 | 単位加算額 | |
|-------|---------|----------|
| | 1口目の年金 | 2口目以降の年金 |
| 33歳 | 1口 928円 | 1口 464円 |
| 34歳 | 1口 960円 | 1口 480円 |

1. 484,200円
2. 485,600円
3. 485,800円
4. 496,700円

(問題 4 3)

(設問D) 個人事業主の米田さん(39歳)は、60歳になったら長男に事業の全部を譲渡することを考えており、その後の老後資金確保のため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づき、米田さんが受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[米田さんの加入内容等]

- ・ 40歳から60歳になるまで20年間加入
- ・ 共済金は、事業の全部を譲渡した後に請求し一括で受け取る。
- ・ 掛金月額推移 40歳加入時：15,000円
 50歳から ：40,000円(25,000円増額)
 55歳から ：70,000円(30,000円増額)

[共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって算定される。

共済金A：個人事業主については、個人事業を廃業したとき、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したとき、共済契約者が死亡したとき

共済金B：個人事業主については、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上になったとき

準共済金：個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約をしたとき

[掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

| 掛金納付月数 | 共済金A | 共済金B | 準共済金 |
|--------|----------|----------|----------|
| 60月 | 31,070円 | 30,730円 | 30,000円 |
| 120月 | 64,530円 | 63,040円 | 60,000円 |
| 180月 | 100,550円 | 97,020円 | 90,000円 |
| 240月 | 139,320円 | 132,940円 | 120,975円 |
| 360月 | 217,400円 | 210,590円 | 191,637円 |

1. 8,429,250円
2. 8,651,800円
3. 8,771,300円
4. 9,270,300円

(問題 4 4)

(設問 E) 成田さんは勤務する Y Z 社を 2023 年 10 月に退職し、退職一時金を受け取った。以下の <資料>に基づき、成田さんの 2023 年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、成田さんは、<資料>以外に退職手当等の支払いを受けたことはない。

<資料>

- ・ 成田さんの Y Z 社の勤続期間：4 年 2 ヶ月
- ・ 成田さんが受け取った退職一時金の額：700 万円

※当該退職金は短期退職手当等に該当する。

※障害者になったことに起因する退職ではない。

※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる区分に応じて計算する。

(1) 「収入金額－退職所得控除額」 ≤ 300 万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(2) 「収入金額－退職所得控除額」 > 300 万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = 150 \text{ 万円} + \{ \text{収入金額} - (\text{300 万円} + \text{退職所得控除額}) \}$$

1. 250 万円
2. 270 万円
3. 350 万円
4. 390 万円

問10

中小法人・個人事業主の資金計画に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題45)

(設問A) 以下の<資料>に基づくQC社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、現金残高の計算は、<資料>の取引のみを考慮するものとする。

<資料>

| [QC社の売上と仕入の実績] | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
| 現金売上 | 600万円 | 500万円 | 900万円 | 800万円 |
| 掛売上 | 2,500万円 | 2,200万円 | 2,800万円 | 2,400万円 |
| 現金仕入 | 500万円 | 600万円 | 700万円 | 400万円 |
| 掛仕入 | 1,600万円 | 1,500万円 | 1,900万円 | 1,600万円 |

[QC社の取引条件]

○掛売上の回収

- ・ 売上の翌月末日に、代金の6割を現金で受け取り、4割を手形で受け取るものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

○掛仕入の支払

- ・ 仕入の翌々月末日に、代金の5割を現金で支払い、5割を手形で支払うものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

[QC社の資金繰り表 (一部)]

| | 9月末日 | 10月末日 |
|------|---------|-------|
| 現金残高 | 1,000万円 | (ア)万円 |

1. 1,380
2. 2,260
3. 2,330
4. 3,210

(問題 4 6)

(設問 B) 中小企業倒産防止共済法に基づく経営セーフティ共済に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 共済金の借入限度額は、被害額 (回収が困難となった売掛金債権等) または掛金総額の 10 倍に相当する額のいずれか少ない額となる。借入額は原則として、50 万円から (ア) までで、5 万円単位で借入れすることができる。
- ・ 共済金を借り入れた後は、共済金の借入額の (イ) に相当する額が払い込んだ掛金から控除される。
- ・ 一時貸付金は、取引先事業者が倒産していなくても、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合に借入れできる制度であり、解約手当金の (ウ) を上限として借入れすることができる。

1. (ア) 8,000 万円 (イ) 10 分の 1 (ウ) 95%
2. (ア) 8,000 万円 (イ) 20 分の 1 (ウ) 80%
3. (ア) 1 億円 (イ) 10 分の 1 (ウ) 80%
4. (ア) 1 億円 (イ) 20 分の 1 (ウ) 95%

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見契約が締結された場合、任意後見契約の内容が法務局に嘱託登記される。
2. 任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得ることなく、いつでも任意後見契約を解除することができる。
3. 任意後見受任者は、任意後見契約で定めている代理権を行使することができる。
4. 任意後見人は、報酬に関する特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

(問題 4 8)

(設問B) 自筆証書遺言の保管制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法務局に保管を申請する自筆証書遺言による遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成された無封のものでなくてはならない。
2. 遺言者本人が病気のため法務局へ出頭できない場合には、代理人による遺言書の保管の申請ができる。
3. 自筆証書遺言による遺言書の保管の申請は、他に保管している遺言書がない場合、遺言者の住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局にしなければならない。
4. 法務局に保管されている自筆証書遺言による遺言書については、家庭裁判所の検認を受ける必要はない。

(問題 4 9)

(設問C) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 共用部分に共同利用するための適切な台所を備え、それによって各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保できる場合であっても台所は各居住部分に備える必要がある。
2. 事業者は、状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスの提供をする必要がある。
3. 事業者は、賃貸借方式の契約の場合、入居者から入居時に敷金を受領することができるが、権利金を受領することはできない。
4. 事業者は、入居者の病院への入院および心身の状況の変化を理由として、入居者との合意なく賃貸契約を解約することはできない。

(問題50)

(設問D) 各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度(要保護世帯向けを除く)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 貸付けの対象となる世帯の構成員は、原則として65歳以上でなければならない。
2. 建物のみ所有している場合やマンション等の集合住宅は貸付けの対象とならない。
3. 担保となる居住用不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないことが、貸付けの条件とされている。
4. 貸付契約終了前に貸付元利金が貸付限度額に達した場合、契約の終了まで担保となっている住宅に住み続けることができなくなる。